

SCSK株式会社定款

第1章 総則

第1条(商号)

当社は、SCSK株式会社と称し、英文ではSCSK Corporationと表示する。

第2条(本店の所在地)

当社は、本店を東京都江東区に置く。

第3条(目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェアの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸
2. 情報通信システムの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸
3. 情報通信システム及びコンピュータシステムに係る機器及び装置の開発、製造、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸
4. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、通信サービス業及び通信販売業
5. コールセンター業務
6. 内装仕上工事業、電気通信工事業、電気工事業、管工事業及び建築工事業
7. 電気通信事業法に基づく登録通信事業又は届出通信事業
8. 放送法に基づく委託放送事業
9. 労働者派遣事業
10. 有料職業紹介事業
11. 広告宣伝業及び出版業
12. 翻訳・通訳業
13. 倉庫業
14. 著作権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
15. 不動産の取得、処分、保守、管理、仲介、リース及び賃貸
16. 金銭の貸付、債務の保証、債権の買取り、為替取引及び有価証券の保有、運用、売買
17. 債権流動化・証券化の企画及び当該証券の販売
18. 私募、商法上の任意組合を通じたファンドの募集、管理、運用及び投資事業組合財産の管理
19. 企業の販売支援、技術支援、計算事務、労務管理事務等の業務代行
20. カード(代金前払方式、代金後払方式等)発行業務及び発行代行業務
21. 損害保険代理業務及び生命保険契約締結の代理並びに生命保険の募集に関する業務
22. 飲食店の経営並びに設計及び施工

23. 医療機器の売買、賃貸借及び輸出入
24. 貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業
25. 酒類販売及びその仲介業務
26. 農産物及び観葉植物その他植物の生産、栽培、販売及び賃貸
27. 金融サービス仲介業
28. 為替取引分析業
29. 旅行業法に基づく旅行業
30. 衣料品、靴、鞆、装飾品、食器、化粧品、日用品雑貨等のプリント企画、製造、加工、販売及び輸出入
31. 衣料品、繊維製品、服飾雑貨及びアクセサリーの包装加工、在庫管理、出荷管理及び配送業務並びに品質検査及び判定請負
32. 写真業及び宅配業等の委託取次業
33. 古物売買業及び古物の輸出入に関する代理業務
34. 古物競りあっせん業
35. ポイントサービス(カード等)の運営業務及び集金代行業
36. 小売店舗業
37. 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング
38. その他前各号に付帯関連する一切の業務

第4条(機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

第5条(公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、36株とする。

第7条(株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第8条(株式取扱規程)

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、代表取締役が定める株式取扱規程による。

第9条(株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第3章 株主総会

第10条(招集)

1. 定時株主総会は、毎年6月に招集する。
2. 前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。

第11条(招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第12条(決議の方法)

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の有する議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第13条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、監査役、取締役会及び執行役員

第14条(取締役及び監査役の選任)

1. 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第15条(取締役の任期)

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

第16条(監査役の任期)

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第17条(代表取締役及び役付取締役)

1. 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長を定めることができる。

第18条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第19条(取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第20条(取締役会の決議)

1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意し、監査役全員が異議を述べないときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第21条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第22条(取締役及び監査役の報酬等)

取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第23条(取締役の責任免除)

1. 当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。
2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、法令の定める限度まで、当該取締役の責任を限定する契約を締結することができる。

第24条(監査役の責任免除)

1. 当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。
2. 当社は、監査役との間で、法令の定める限度まで、当該監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

第25条(執行役員及び役付執行役員)

1. 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会において定める執行役員規程による。
2. 取締役会は、その決議によって執行役員 社長を定めるほか、執行役員 副社長、執行役員専務、執行役員 常務その他の役付執行役員を定めることができる。

第5章 計算

第26条(事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第27条(剰余金の配当の基準日)

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、剰余金の配当をすることができる。

第28条(配当金等の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、2016年3月期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。